

【参 考】

島根県立大学は、21世紀をになうべき創造性豊かで実践力ある人材を育成し、教育研究を通して地域の発展に資するため、2007年4月、既存の島根県立大学（浜田）、島根県立島根女子短期大学（松江）、島根県立看護短期大学（出雲）の3つの大学を統合して開学した。

ここに島根県立大学は、従来3キャンパスがそれぞれ歴史的に蓄積してきた成果を継承し、21世紀における新たな飛翔をめざす大学の姿勢を内外に示すため、島根県立大学憲章を定めることとした。

島根県立大学憲章

島根県立大学は、地域の先人である西周が標榜した“「純理の学」から「実践の学」にわたる諸科学の統合”をめざし、各専門領域における研究活動を深め、それにもとづく創造的な教育活動によって、現代社会の諸課題に国際的な視野からアプローチし、また、地域社会の活性化と発展に寄与する人材を養成することを使命とする。あわせて、これまで培った学問的蓄積と学際的ネットワークを活かしながら、「地域のニーズに応え、地域と協働し、地域に信頼される大学」を実現するとともに、北東アジアをはじめとする国際社会の発展に寄与する大学づくりを目標とする。

1. 市民的教養を高め、主体的に学び、実践する人材を養成する

島根県立大学は、幅広い市民的教養と高度の専門知識、豊かな人間性と高い倫理観を有し、主体的に問題を発見・整理・解決し、現代社会の諸分野において着実に貢献できる人材を養成する教育の府となることをめざす。

2. 現代社会の諸課題に対応した“諸科学の統合”を実践する

島根県立大学は、複雑化する現代社会の諸課題に対処するため、人間と社会に関する専門諸科学を総合的に研究する学問の府となることをめざす。

3. 地域の課題を多角的に研究し、市民や学生の地域活動を積極的に支援して、地域に貢献する

島根県立大学は、地域に開かれた大学として、その保有する豊かな知的資源を活かし、個性的で実践的な地域研究を市民や学生と連携しながら推進し、また、地域活動に積極的に参加することによって、地域に貢献する大学となることをめざす。

4. 北東アジア地域をはじめとする国際的な研究教育の拠点を構築する

島根県立大学は、今後ますます重要度を増す北東アジア地域、および世界の諸地域との教育的・学術的ネットワークの展開を通じ、国際的視野と豊かな研究蓄積を集約した北東アジアの知の拠点となることをめざす。

5. 自律と協同、透明性が高く機能性に優れた大学運営を行う

島根県立大学は、3キャンパスがそれぞれ学生と教職員一体となって独自性を発揮し、かつ、有機的結合を図り、たえず自己検証と改善に努めながら、情報を積極的に公開し、社会や時代の変化に即応できる大学運営を行う。

それではこの会議の冒頭にあたりまして、一言学長としてご挨拶を申し上げたいと思います。只今センター長からご紹介ございましたように、本学として大学憲章制定して地域連携活動についても鋭意進めているところですが、今日は少しお時間を頂きまして、今更というような気がしないわけでもないのですが、そもそも何故こういった地域連携推進センターのようなものを設置して社会貢献とか地域貢献、こういったことを大学がしなければならないのか、そのあたりについて少しお話をさせて頂ければというふうに考えています。

まず第1番目の理由は、大学の法人化ということでございます。本学は平成19年の4月に公立大学法人島根県立大学になりまして、同時に3つの大学の経営統合を実現しまして、島根県立大学と島根県立大学短期大学部の2つの大学を設置し、管理運営することになったというのはご承知のとおりでございます。

この法人化と言いますのは、大学独自の目標と計画に基づきまして自立的に大学運営を行うという、別の言い方をすれば大学を経営するという感覚で公立大学も運営される、そのような制度と体制になったということでございます。もちろん公立大学ということでございますので、財務のかなりの部分ですね、本学の場合は総事業費年間いろんなものを入れますと約30億になるわけですけれども、そのうちの約60%に相当する16億円というものが毎年県からの運営費交付金として、公費として措置される、つまり補助金が措置されるということでございますが、これにいわゆる自主財源といわれる授業料収入とか外部資金獲得による外部資金ですね、こういったものを加えて約30億という総額の事業費で事実的な財務それから人事の運用、こういったことが出来るようになったということでございます。

しかし、一方でそれに伴ってこの法人が大学運営に対して全ての責任を負わなければいけないということにもなったということでございまして、自立的な経営運営ができる半面、非常に大きな責任を負って大学の経営運営を行わなければならなくなったということです。

現在日本には、国公立合わせて756の大学があると言われております。国立大学は85、公立も同じぐらいですので合わせますと160ないし170くらい、したがって約600ぐらいが私立大学という構成になっているわけです。非常に多くの国公立大学が法人化をした、つまり独立した法人格を持ったということです。自律した運営をしている私立大学を含めて横一線にならんで大学の運営、経営を進めていかなければなりません。特に平成になって18歳人口がどんどん減少しているという状況があります。幸いにも高卒者の進学率が僅かずつではありますが上昇しているということもあって、まだ大学全体の総入学定員よりも少ない進学希望者ということにはなっていませんが、しかしその入学希望者が偏在しており、既に多くの大学で定員割れが生じています。大なり小なりということでございますけれども、特に地方大学にはそういった傾向が顕著に表れているということがあって、統計によっては約4割の大学がそういう状況にあります。

幸いにも島根県立大学はそういった状況にはなっておりませんが、これがやがてそういう状況に陥らないとも限らない非常に厳しい状況にあります。国内の756の大学との間で競争的な厳しい環境に置かれているということに限らず、本学の場合には多くの留学生を北東アジア地域を中心として受け入れているわけですが、国際的な規模での大学間競争ということもあって、本学もそういった国際的な広がりをもった大学間競争の渦中にあると言っても過言ではない状況にあると思います。

このような大学間競争が非常に激しさを増している状況のなかで、文部科学省も「個々の大学がその個性を明確にして存在意義を明らかにすることが今の時代は非常に大切だ」と指摘しているわけです。したがって本学のように地方にある規模が小さい公立大学が、一体どこに大学の存在意義を見出していくかということが問題になってくるわけです。

本学の場合には、設立当初から北東アジア地域研究に力を入れて、国内はもちろん国際的にも評価されるような高い成果をあげてきたということでございまして、今後もこれをさらに強め伸ばしていくという取り組みを続けなければならないと考えているわけですが、これは本学の大きな特色の1つであって、尖っているところであるというふうに考えております。

しかし、同時に大学の機能は教育・研究だけではなくて、社会貢献にあるということが言われております。大学ですから教育・研究を行うのは当然のことですが、**地方にある公立大学の存在意義の1つは社会貢献、特に地域社会との連携を通じた地域活性化への貢献にあると考えられているわけ**でして、それが**社会から強く求められ、また期待されている**のではないかとこのように考えているところです。そういった観点からこの地域連携、社会貢献の機能を中心になって担っていただく地域連携推進センターの役割というのは大学にとって非常に大きいということが言えるわけです。

大学がどういう役割を果たしていくべきかと関連して、教育基本法が平成18年12月に改正されたわけです。制定されて60年以上経て初めて改正されたのですが、新たに第7条として大学の条項が設けられました。みなさんご承知かと思いますが、第7条には「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」と規定されています。これは極めて大きな意味を持っていると思います。つまり、大学の社会貢献が、教育基本法で全ての大学の義務として定められたとみることが出来るわけであり、全ての大学には社会貢献をすることが法的義務として課せられたということを我々は理解しておくことが大切だと思っているわけです。

教育基本法が改正されたのが平成18年12月22日でございますけれども、これに先立つこと約2年、平成17年1月28日に中央教育審議会が高等教育に関して方針を出しています。「我が国の高等教育の将来像」という表題ですが、この答申で「21世紀は新しい知識・情報・技術が飛躍的に重要性を増す、いわゆる知識基盤社会の時代である。」と述べています。そして「人々の知的活

動、創造力が最大の資源である我が国にとって、優れた人材の養成と、科学技術の振興は不可欠であって、高等教育の危機は社会の危機である。我が国の社会が活力ある発展を続けるためには、高等教育を時代の牽引車として社会の負託に十分応えるものへと変革し、社会の側がこれを積極的に支援するという双方向の関係の構築が不可欠である。」というふうに述べているわけございまして、大学を社会の負託に応えるものに変革していかなければならないという事を明確にしているわけです。

つまり知識基盤社会である 21 世紀にあっては、大学は社会の牽引車としてその社会の期待に応え、逆に貢献しなければ社会からの支援が得られない、また社会的支援を背景としたその国、自治体からの支援も得られなくなるということございまして、これが今日、大学にとって社会連携、社会貢献が非常に重要な機能であると考えられる所以でもあると思われるわけです。

このような社会的な状況の中で、島根県立大学は平成 19 年に法人化をしたわけですが、この島根県立大学を設置する公立大学法人島根県立大学という法人は、島根県によって設立されたのです。この公立大学法人島根県立大学の定款には、第 1 条にその目的として「この公立大学法人は、豊かな自然と歴史を持つ島根県における教育研究の拠点として幅広い教養と高い専門性を備え云々」と書いてあり、「地域に知の還元を行うことで、地域社会の活性化及び発展に寄与し、さらに国際社会に貢献することを目指して大学を設置し、及び管理することを目的とする」ということが規定されています。さらに、この島根県によって設置された公立大学法人島根県立大学は、島根県立大学、島根県立大学短期大学部を設置すると規定されておりまして、公立大学法人島根県立大学のもとに設置をされた 2 つの大学、島根県立大学と島根県立大学短期大学部が、法人の設置目的の一つである「地域に知の還元を行うことで地域社会の活性化及び発展に寄与する」ということを求められているのも当然だと考えられるわけです。

そもそも公立大学法人島根県立大学は、法人化つまり、平成 19 年度に新たな体制で発足すると同時に第 1 期中期目標計画の中で新たな大学構想の確立を掲げまして、その実現に取り組むということを明らかにしているわけです。この目標の実現に向けて検討を重ねて新たな大学構想の集大成として、このたび島根県立大学憲章を策定しました。この島根県立大学憲章については、構成が前文と 5 つの理念・目的を示す項目から成り立っておりまして、この前文のところで「地域のニーズに応え、地域と協働し、地域に信頼される大学」を実現することを目標とすると、カギ括弧をつけて強調して謳っております。もちろんそれだけではなく、人材養成とか北東アジアをはじめとする国際社会の発展に寄与するということも入っておりますが、その中でも大きな部分として特に強調して「地域に知の還元を行うことで地域社会の活性化および発展に寄与する」という法人の設置目的を具体化した「地域のニーズに応え、地域と協働し、地域に信頼される大学」を実現するということを明らかにしています。

その目標の 1 つとして 3 番目の項目に謳っておりますが、「地域の課題を多角的に研究し、市民や学生の地域活動を積極的に支援して地域に貢献する」ということを掲げています。そして、「地

域に開かれた大学として、保有する豊かな知的資源を活かし、個性的で実践的な地域研究を市民や学生と連携しながら推進し、また、地域活動に積極的に参加することによって地域に貢献する大学となることを目指す。」ということを、この大学憲章の重要な1項目として明らかにしております。

このように島根県立大学憲章というのは、本学の理念目的をきちんと整理し、定式化したものでありまして、大学の全ての構成員の共通認識にしていかなければならないものでありますし、また大学の全ての業務は、大学憲章で定式化された理念・目的の実現に向けて実施され、そして実施された業務の評価基軸というものが、この大学憲章の理念・目的の実現に果たしてどうであったかという観点からなされるということになるわけでございます。

その憲章で掲げた本学の理念・目的というものに照らせば、地域連携、社会貢献は本学の全ての教職員が本来業務として遂行しなければならないものであると考えなければなりません。またこの理念目的というものは、地域連携推進センターの設置目的でもあるわけですから、このセンターが果たす役割は極めて大きいということが言えるわけです。時間的な前後の問題はあるわけですが、このような考え方、認識に基づいて本学の公立大学法人島根県立大学の中期目標の中で「研究成果の地域における活用等による地域への還元を通じて地域社会の活性化に寄与することによって地域とともに歩む大学を目指す」という事が大学全体の目標の1つとして明文化し、掲げられておりまして、この実現に向けた具体的な目標としては4番という項目でございませけれども、地域貢献国際化、この項目が設けられ具体的な措置として地域連携推進センターの設置ということが掲げられたわけです。そして本年度、その体制を充実するために事務組織である地域連携推進室が整備されて今日に至っているということです。

改めて申し上げるまでもありませんが、このようにして設置された**地域連携推進センターの役割**というのは、**地域と大学をつなぐ総合窓口としてこの地域連携に係るコーディネート業務を実施する**ということです。この役割を果たしていく上で、それぞれのキャンパスの地域連携推進センターが、それぞれの地域の個別の状況に応じて地域連携事業を企画・実施するということは当然のことですが、これとともに**公立大学法人島根県立大学全体として3キャンパスが協力し合っ**て、一段と質の高い地域連携を進める事業を企画し、実施をするということも非常に大切ではないかというふうに考えています。地域連携推進センターに対する期待としましては、**地域連携推進センターがキャンパスごとに、また互いに協力しあって地域との連携事業をコーディネートし、1つでも2つでも連携事業を是非、具体化をして進めていただきたい**と思います。

そういった中で**地域連携推進センターの本部は、センター全体のコンダクターとしてキャンパス間の連絡調整とか総合企画機能を発揮して**いただいて、大学全体として**地域連携事業が効率的に実施をされ、島根県立大学が非常に有意義な地域貢献をしている**ということが社会的にも評価されるような、そのような状況をぜひ作っていただきたいと期待しているところです。

地域連携推進センターの事業を様々やっただいてはいるわけですが、当然何か事業を実施す

るということなれば財政的な裏づけが必要になるということが出てくるわけですし、大学として現在措置している学長裁量経費を通じた研究経費の予算措置だけではなく、旧NEAR財団の寄付金事業として、地域貢献プロジェクト助成事業、これを毎年総額300万円の予算、本学にとってはかなりの予算額になるわけですが、事業費を計上して実施しているわけです。

平成22年度の募集要項で掲げています助成対象事業、これは今年度から少し内容を改めて少し幅広いものにしましたが、4項目から成り立っております。ひとつは、連携協力協定を締結している自治体、現在は浜田市、松江市、出雲市と締結していますが、こういったところと共同で実施する事業です。それから2つ目は、県内各地域の振興・発展・まちづくりに関する調査研究。3つ目が、島根県内各地域の歴史、文化、教育、福祉、医療こういったものに関する調査研究等です。そして4つ目に「その他理事長が特に必要と認めるもの」というものでして、3キャンパスともそれぞれの専門分野を活かして地域貢献をしていこうという調査研究であれば、どんな事業でも助成の対象になります。しかも、4番目に挙げている理事長が特に必要と認めればなんでもありということが言えるわけですが、ただ、外せない条件が地域貢献につながる調査研究だと言うことです。そういった点で考えれば浜田キャンパス、出雲キャンパス、松江キャンパス、キャンパスを問わず多くの先生方にこれにトライしていただけるものと考えているところです。このような地域貢献に係る助成事業の予算がすでに学内で措置をされているということには是非ご留意をいただき、地域連携事業の推進のためにもセンターとして助成事業の申請を積極的に先生方に働きかけていただきたいと思っております。地域連携センターの役割というのは、総合的な窓口としまして地域との連携ということを中心に考えていただくのは当然ですが、しかし、地域貢献を目指した学内の共同事業、調査研究等の事業、これについてもぜひ推進をしていただきたいと思っております。

また、出雲キャンパスや松江キャンパスは大学の本部から少し距離があるということで、或いは疎外感をお持ちであるかもしれませんが、これまでの経過や、歴史伝統、こういったものもございまして、今ただちに全てのキャンパスを同じように扱う、同じような状況にする、ということにならないのはご理解いただけるのではないかと思いますけれども、私としては大学運営を3キャンパスについて公平公正に進めたいと考えております。地域貢献プロジェクト助成事業のようにキャンパスを問わず誰でも応募でき、しかも、助成対象事業はかなり幅広く設定されている、というようなものを活用していただいて、大いに研究活動や、当該研究活動を通じた地域貢献に取り組んで頂きたいと思っております。是非、地域貢献プロジェクト助成事業に多数応募していただいて、地域連携推進センターが中心となって地域貢献事業がさらに進められるというようにしていただければと願っているところです。

長々と申し上げ、最後はお願いになってしまいましたけれども、冒頭にあたって、挨拶を兼ねて学長の考え方を説明させていただきました。ありがとうございました。

「島根地域政策支援のための大学の役割と可能性に関する研究会」報告書

(本文のみ) (平成 21 年度島根県立大学学術教育研究特別助成金・研究事業 共同研究)

(平成 21 年度研究プロジェクト)

島根地域政策支援のための大学の役割と可能性に関する研究会

(平成 22 年 3 月 31 日)

研究報告—研究の経過と主な論点及び結論

- 〔一〕「島根地域政策支援のための大学の役割と可能性に関する研究会」
(共同研究) の発足…………… 2
- 〔二〕研究活動の経過について…………… 3
- 〔三〕研究会での報告及び討議に関する主要な内容…………… 3
 - (1) 近隣地域の国立大学における大学の地域連携活動について
島根大学のケース 広島大学のケース
 - (2) 地域振興・産業振興、農・商・工連携とその促進支援について
 - (3) 地域情報化の促進支援について
 - (4) 学生活動と地域との交流・支援のあり方をめぐって
 - (5) 石見アイデンティティの確立をめぐって
- 〔四〕研究会活動からえた若干の認識と結論…………… 9
 - 地域が直面する諸課題
 - 大学と地域政策支援の役割—新たな地域公共空間の創出への貢献

〔一〕「島根地域政策支援のための大学の役割と可能性」研究会(共同研究)の発足

本学での「島根地域政策支援のための大学の役割と可能性」に関する研究事業の採択(学術教育研究助成金の交付決定(5月12日))をうけて、平成21年6月4日に第一回の「研究会」が開かれた(同研究会 会長 吉塚 徹、代表 井上定彦)。

本「研究会」の発足については、多少の経緯があった。

前年度平成20年度の地域連携推進センターの事業のひとつとして法人計画には「地域連携推進センターのあり方の検討」が指示されていた。それをうけて平成21年3月には、「島根県立大学地域連携推進センターのあり方にかんする調査検討委員会報告」が公表された。ここではこれからの大学と地域の連携のあり方に関して、1)ほぼそれまでのあり方を踏襲する「第一案」、島根地域政策に関する産・公・学共同による調査研究と地域連携推進活動を一体のものとして全学的な展開をはかろうとする「第三案」のほかに、その中間に位置する「第二案」が並列的に提示された。

こうした経緯をふまえて、平成21年度には地域連携推進室を設置し、嘱託事務員1名の配置が行なわれることとなったが、「第二案」に不可欠なものとして認識されていた

された専任体制の確立にまでにはいたらなかった。並行して同年度の大学法人計画には「島根地域政策支援のために島根県立大学として何が可能か、地域や行政の方々を含めて本学教員有志を中心とした「島根地域政策共同研究プロジェクト(仮称)」を発足させると共に可能なところからその具体化に努める」(No. 116 項目の3)ことが指示された(本報告書・関連資料①参照)。

本「研究」は、このことを具体化するために、これまでの経緯をふまえて、島根地域の「産・公・学・民」にわたる有識者有志の協力をえて、「研究会」として発足したものである(財政制約上、浜田キャンパス周辺の、石見部の市町村、西部県民センター、商工会議所、NPO等の市民団体の方々を中心とした熱心な御協力に頼ることとなった)。

この研究会は、地域連携推進センターに直接関わる教員だけでなく、本学関連の研究者・職員また地域や行政の方々を含め、広く有志を募りながら、開かれた運営として進めてゆくこととなった(研究会会員は年度末には「産・公・学・民」の有識者60名余(学生会員を含めると70名規模)となった。大学、島根県西部県民センター、浜田市、益田市、江津市、大田市、吉賀町等の職員、県内教育界、浜田市教育委員会、地域経済団体からの有志、NPO 団体・市民団体などにまたがった構成となった(本報告書・関連資料③参照)。

(注) 本研究会 会長 吉塚 徹(特任教授)、進行等 林 秀司(教授)
代表 井上定彦(教授)

【二】研究活動の経過について

4回にわたる全体会合では、まず島根地域・石見地域の課題と活性化に関わる政策課題と大学の役割についての討議にはじまり、周辺国立大学の地域連携活動の展開状況(島根大学、広島大学の二ケース)また、地域人材育成の現状と課題について議論をおこないながら、さらに具体的な政策課題と大学の可能性について分科会方式で議論をすすめてゆくこととなった。研究会参加者の皆さんからは、それまでに蓄積してこられた情報や見解の提案をいただくことを主眼としつつ、いくつかの大学の地域政策支援のあり方のモデル化、全国のこうした大学の地域政策支援活動の状況報告、地域や行政からの大学への要請、また大学から自治体をはじめとする行政への要請のすりあわせ・マッチング等、について意見を交換してきた(学長・副学長のご参加とご挨拶・コメントもいただいた)。

分科会については、「地域における人材育成支援・公開講座等について」、「産業振興・観光振興」「中山間地域振興」「まちづくり・市民活動支援」「学生活動と地域の交流・支援のあり方」「地域情報化支援」「地域のアイデンティティ・殊にいわみ地域」「基礎自治体が抱える地域課題と首長のリーダーシップ」の八つを、会員の

アンケートにもとづいて置いたが、5回開かれた分科会会合のいくつかは関連する課題から合同開催となるものが多かった。

参加者は、全体会合はおおむね30名強(大学教員側は5～7名程、産・公・民からの研究会員20名程度、そのほか大学職員・学生)、分科会は12～23名ということであった(開催状況の概略については本報告書・関連資料②参照)

〔三〕研究会での報告及び討議に関する主要な内容

(1) 近隣地域の国立大学における大学の地域連携活動について

イ) 島根大学のケースについて

平成15年には、それまで設置されていた「地域共同研究センター」について、まず「共同研究センター」に改組し、生涯学習教育センター、総合科学研究センターなどと並行して設置。ついでこの「共同研究センター」は平成16年秋には担当副学長のもとで研究戦略会議という諮問機関をおき、センター長以下の執行機構による「島根大学産学連携センター」として改組。これは、大学の全体にわたる各学部・大学院・諸研究施設の知的資産、知的創造力を活用した産官学連携をすすめ、地域社会の発展に貢献することとしている。この「産学連携センター」は大学の地域連携の総合的窓口機能をはたしつつ、1)地域産業共同研究部門、2)地域医学共同部門、3)連携企画推進部門、4)知的財産創活部門の四部門をおき、各部門毎に部門長と専任教員を配置すると共に、産官学コーディネーターや客員教授など外部の専門家の協力をえて、産学連携活動を推進している。島根大学松江地区、出雲地区それぞれに独自の施設と専任スタッフを常駐させている。

また大学法人としての独自の全学的な研究を推進するため、「プロジェクト研究推進機構」を平成17年度から立ち上げている。ここではさまざまな研究テーマ(時限つき)のプロジェクトを組織し、それまでに蓄積してきたシーズの熟成、新たな知的・技術シーズの開発を行うため、重点研究部門、萌芽的研究部門、政策的研究部門、寄付部門などにより進められている。講師として招いた野中資博教授は、全国ベースでも地域活性学会の理事をつとめられると同時に、自然・環境再生研究拠点形成プロジェクトを担われ、宍道湖をはじめとする地域の環境保全・流域管理・人材育成・地域協働などの複眼的視野と先端技術の開発にあたられている。現代のキーワードともいえる環境保全・人材育成を地域ニーズとマッチングさせながら、地域の産官学の連携を組織することで成果を上げられている。大学院改組にあたって、地域再生島根モデルの人材育成を主眼とする「産業人育成コース」を置き、教員30名、研究員3名、教務補佐員3名のサポート体制で、県の行政の前線で活躍しているメンバーを含めた教育指導体制を敷いている。いずれもこれからの本学の研究のあり方としても示唆するところが大きいと受けとめることができる。

ロ) 広島大学地域連携センターについて

広島大学は、教育（知の継承）、研究（知の創造）とならび、社会連携（知の活用）を三大柱として位置づけ、2004年からは社会連携推進機構のもとに、産学連携センター、地域連携センター、医療社会連携センター等を設置。地域経済システム研究所を担当されていた戸田常一教授が地域連携センター長に着任。並行して産学連携センターでは、国際・産学連携部門、新産業創出・教育部門、知的財産企画部門をかかえている。

広島大学地域連携センターは、1)広島大学の知的資源や社会連携への取組の姿勢を広く周知させる「広報」活動、2)地域社会のニーズを的確に把握し、大学の研究・教育活動に反映させること、3)現場からの視点で広島大学の社会連携のあり方を研究し提案する機能、の三つを担う。すなわち大学の社会連携を総合的に推進するための専門組織である。

現在4つの理念、すなわち、

- 1)「開く」（大学の人材や知的資源を地域社会に開く）、
- 2)「繋ぐ」（地域社会のさまざまなニーズと大学の人材と研究シーズを繋ぐ）、地域貢献研究を資金面の支援を含めて支援・推進する。
- 3)「協働する」学外との連携プロジェクトのコーディネートを行う。地域プロジェクト、自治体との包括協定、サテライトオフィスの活動推進。
- 4)「創造する」（実践と交流を通じて新しい時代での広島大学と地域社会との関係の構築をはかる）

にもとづいて地域連携活動を推進している。

地域社会を構成し形成してゆく一員としての大学として、「P・P・P」、つまり民間と公共をつなぎパートナーシップで地域課題に取り組む、具体的にはコミュニティビジネスをはじめとする事業支援を、商工会議所の資金・人的援助も得てすすめている。

地域連携センターは大学の専任職員と事業支援コーディネーターを含めて7名の体制。資金的には大学自前では1500～2000万円と大きくないが、運営費・人件費共に行政と実業界からの財政・人的両側面での支援がこれに加えて相乗効果的役割を果たしている「コンソーシアム」の形成）。こうした活動の背景として地域経済研究センターの地域政策研究等の調査研究活動があり、これは中国地方経済団体連合会や中国産業局などの産業をはじめとする大きな支援をえている。

（2）地域振興・産業振興、農・商・工連携とその促進支援について

主として石見地域の産業の現状と問題点から、地域における農・商・工連携をすすめてゆく必要があるのではないか、というところから議論が開始された。

1) 農・商・工連携のすすめとこれからの展望について

例えば浜田地域だけをとってみれば、ここでは多様な農林水産業及び関連加工産業があるが、全国的市場を視野に入れれば、産業としての集積が脆弱である。そのため石見地域全域をエリアとした農・商・工連携が必要である。しかし、現状は、その農林水産品の生産者やその加工に携わる企業が、基本的に相互の存在と特徴に関する情報を十分に共有していないこともあって、農・商・工連携といっても、その機運が大きく盛り上がるかどうかについて懸念がある。

そこでこれに取り組むには1)行政関連の諸機関、商工会議所や経済団体・支援団体の間で、まずはいかなる対応がなされているのか、全体像を把握すること、ついで2)農・商・工連携にチャレンジしようとする生産者・加工業者等とその特性を把握すること、3)プレーヤー同士の相互理解の促進と連携機運の醸成をはかること、4)希望するパートナーをあっせん、紹介・仲介すること、その際、支援機関とむすびつけることが重要。5)マーケット化するにあたっての評価、マッチング、商品コンセプト形成、ブラッシュ・アップの方向性などについてのアドバイス機能をかためること、技術支援、経営支援、産業活性化基金エントリーへの支援などをすすめてゆく、この春には調査をふまえた講演会の開催も構想してゆきたい、とのことであった。

2) 「新しい公」としての社会企業・ソーシャル・ビジネスの可能性について

経済状況の悪化、高齢化、多様な零細事業と兼業農家の存在、中山間地という石見のいっけん不利に見える地域の振興のために、むしろそれを逆手にとって、それらの中山間地域の問題解決型のソーシャル・ビジネスを創業モデルを構想したらどうか、との問題提起がおこなわれた。これらの問題解決には、財政制約のなか、行政によるサービスの縮小が余儀なくされている現状をみると、ここに直面する課題に取り組み、ここにしかないビジネスを推進・支援するという「ソーシャル・ビジネス」を振興してゆく必要がある。ひとつには地域資源を生かした産業の創出として、この農・商・工連携や桑茶の生産・加工・販売の事例のような独自の第6次産業化、自然エネルギーやバイオマスなどの環境産業の創出支援ということがある。また二つには、地域の課題である高齢者の暮らしを守り、安全安心のまちづくりを行うということ、こうしたNPO活動を含めた地域おこしを支援する、三つには仕事を兼業というよりも目的意識的に複業化すること、たとえば炭焼きや農業支援員の収入を合計して地域で暮らす、ということも考えられる。このようなソーシャル・ビジネスをそだてる仕組みづくり（資金、人材育成等）が課題である。地域の直面する課題こそビジネスとなるという観点から持続性のある収益をあげうるビジネスが育つことが定住促進策ともなる。

3) 地域健康づくり運動とコミュニティの活性化

浜田市のA地区では地域健康づくり運動を公民館を拠点にして、ひろげ、それをテコに放置すれば衰える地域コミュニティの活性化に取り組んでいる。「住民主体の健康づくり」ということである。地域の振興計画の一環として健康なまちづくりを盛り

込み、「主体性が芽生え、発展できる地域づくり」、「してもらおう地域づくり」から「してゆく地域」への意識の変化を促進することが大切である。また、まちづくり推進委員会がそのなかで立ち上がっている。このような動きは行政のなかでは、それまで連携がかならずしも容易でなかった各課においての連携がすすみはじめている。

(3) 地域情報化の促進支援について

地域構造の変化、家族構造の変化、そして市町村合併や広域移動の日常化などで、もともとあった地域のつながりが弱化している。そのなかで、新たな地域での「つながり」を回復しつくりだすために、現代的な技術手段ともいえる情報化技術を利用することは地域でのひとつの課題である。ケーブル・テレビや地域でのマスコミ・ミニコミを生かして地域社会の人々の連携を新たにむすびつけ、地域公共空間を再形成してゆくという課題がある。

「いわみケーブルテレビ」は最初は難視聴地域対策として発足したが、その後地域のコミュニティ単位での情報共有が行えるという役割を重視し、地域と地域をつなぐ「コミュニティ・チャンネル」としてマスコミとのすみ分けをはかり独自の役割を果たすようめざしている。独自の番組制作をおこない、毎日定時放送をおこなっており、その番組のいくつかは大きなヒットをえて、全国レベルの番組評価制度からも表彰を受けている。青年会議所の支援をえて地域の産業活動や観光の紹介もおこなっている。小・中学校、幼稚園・保育園活動の紹介も行っているが、二つの高等学校については、番組の制作についても協力をえて、連携して放映をしており、大学のいくつかの講演会についてもそうした協力をえている。そのほか、「地域の良さ」「地域の宝」をお互いに知り合い、つなぐ役割をもっと重視すべきだ。大学を生涯学習支援としてもっと活用してゆくことも可能ではないだろうか。島根県の情報政策課のサイト・ツールを使った地域製品のネット販売も効果がある。新聞の情報教育支援（NIE）にも役割がある、などの有益な意見がだされた。

また、現状ではいまだこの地域に関する情報化は情報収集・紹介という点でも不十分だし、その情報提供も個別バラバラで、地域情報として利用し・共有しにくい面がある。もっと有効活用してゆけるようなプラットフォームづくりということも課題となるのではないか、との指摘もあった。

学生や住民のグループによる独自の映像制作（学生ディレクターづくり、住民ディレクターづくり）という地域運動をおこなっている地域があるとの紹介もあった。

(4) 学生活動と地域との交流・支援のあり方をめぐって

今後の対応すべき課題として、学生及び研究会会員から以下のような意見がだされた。

- 1) 学生の参加や活動を希望する市民団体・自治体・企業等の情報を提供について、

もっと拡充し(ホームページ等)、参加しやすいようにする。また学生の側からも参加したい活動領域について、情報を系統的にだせるようにすること(ニーズとシーズのマッチング)の仕組みを改善する必要がある、との意見がだされた。

今回配付された学生の部活動、サークル活動一覧の資料によって、はじめて活発な学生活動があることがわかった。このような情報も地域では是非ほしいところだ。

全体として相互の広報活動がさらに拡充されるよう期待したい。

2)学生ボランティアを求める地域からの要請について、たとえば学生の一方的負担になりかねない現状に対して、交通手段の提供について(基本的には要望者による用意)ルール化するなどのガイドラインが必要である。むずかしければデマンド・バスや市のバスサービス提供も望ましいことだ。

3)地域活動地域社会活動・ボランティア活動する学生等に事故が起きた場合、傷害保険による医療保障を行う必要がある。現行では登録された部活・サークル以外の活動についてはあるものの、さまざまな任意のボランティア活動についてはまったく保障がないので、早急に制度として整備することが望まれる。

4)学生ボランティアについて送迎手段がない場合、現地に往復するための交通実費については、相手側負担を原則としつつ、学生が適宜うけとれることができるようにするのがのぞましい。

5)市民からの意見としては、手伝いや作業などの実務や労働がともなうことが大半なので、報酬とはいえないまでも有償ボランティア(法定最低賃金)程度のものはうけとれるようルール化したらどうか、との意見もいただいた(学生は生活費等のためにアルバイトをしているものも多いので)。

さらに、地域に不可欠な社会サービス活動を学生が担っている現状に即して、一律安価なコストというのではなく、正当な「対価」づけがあってもよいのではないかと(すでにそのことを実施している団体もある)。

6)逆に、学生活動についての市民団体や企業からの支援をいただいた場合には、「いただきっ放し」というのではなく、報告書の送付や礼状を送るなど市民的ルールを学生が身につけるようしてもらいたいとの注文もあった。事務所、企業での職場体験活動・インターンシップについても同様である(大学からの礼状はいただいているが)。

7)公民館を拠点にして学生の地域活動をもっとひろげることはできないか、あるいは学生民泊をもっとすすめてゆければよい、との意見もあった。

(5) 石見アイデンティティの確立をめぐる

「出雲」については、イメージがあり、文化・歴史・産業・観光を貫く、地域の「強み」となっている。つまり地域の魅力・観光・産品を含めた「ブランド」ともなっており、文化発信力、産業競争力、地域の競争力の源泉でもある。それに対比すると、石見については残念ながらそのようなイメージが乏しい。他方、石見というアイデン

ティティを問われても、必ずしもはっきりしない、地域の「誇り」というものがやや希薄ではないか、という意見がある。もともと石見というのは、大田、石見銀山、江津、浜田、益田というように、川や山で仕切られ、横の繋がりが乏しい、という見方もある（結果として、「地域の特性を活かし切る知恵とそれに裏づけられた粘り強い自己主張の不足、それと幅広い連帯の欠如」という田中義昭氏の指摘もある）。

そして東部地域に対しても人口急減は殊に西部地域で懸念されている。交通手段が発達し短時間で地域内を移動できるようになっているにもかかわらず、地域としてのまとまりが乏しく、そのため文化や産業の集積度がひくい。このことは地域の衰退をふせぎ、地域の持続可能性を高めていく必要がある、という点からみても問題である。

あらためて石見のアイデンティティとは何か、これを考え確立していくことは、地域の唯一の大学、しかも文科系大学として大切なテーマであるかもしれない。つまり、行政上の必要からだけでなく、なによりも「地域の誇り、地域の文化、そして地域の価値」として考えてゆくべき主題ではないだろうか。

このような問題意識をもつとき、あらためて問い直してみれば、むしろ石見の個性・文化・歴史には大きな文化資本としての価値があることが再発見される。地域をつらぬく特性・共通性あるいは共通する文化・歴史資源がある。それも古代から現代にいたる長期的スパンにおいても全国的にみて誇れるものがある。

「いわみ人」としてみれば、古代の柿本人麻呂、中世の雪舟、近代では西 周、森 鷗外、島村抱月、能見 寛のほかにも多くの芸術家・文化人を輩出している。殊に柿本人麻呂は国内外で著名であり、出生地・終焉地については諸説があるが、石見の地で活動し、7世紀末という時代において、世界でも稀な高い文化性ある多数の詩(短歌・長歌)をつくっている。海外の研究者も多数いる。日本人の歌聖の二人、つまり松尾芭蕉とならぶ詩人を地域のアイデンティティとむすびつけることは、ラフカディオ・ハーン以上の可能性があるともいえるのかもしれない。画僧・雪舟は広く中国地域にまたがり活躍した中世の文化人、知識人である。

グラントア、雪舟記念館、石正美術館、世界子ども美術館、アクアス、今井美術館、石見銀山周辺の文化遺産を連結することもできる。佐々田懋^{つとむ}氏のような戦前期をつらぬく全国でも著名な指導的財界人もでている。

いわみの歴史文化研究については、情報蓄積として『郷土 石見』という三十年近く発行を続けてきた同人誌があり、高い水準を維持し、論証力（出典明示）の高い文献が多い。これらを活用してゆくことができる。

島村抱月という劇作家・演出家の伝統を生かし、石央文化ホールを軸に、歴史上の人物を脚色し、現代化し、市民参加の力で活動していることも特記されることである。

小学校から大学までもっと地域の文化や伝統を教育に取り入れる努力が求められる。文化資源を観光資源などに「つなげる」ことができる。石見地域はもっと横に連

携すべきではないか。以上のような討議が行われた。

〔四〕 研究会活動からえた若干の認識と結論

島根地域の現状を地域分析に関する認識と地域活性化という政策視点からみると、以下のような課題がある。殊に本学の浜田キャンパスが所在している石見地域についてみると、かなり困難な課題を直視せざるをえないこととなる。

地域が直面する諸課題

まずは、全国一の高齢化率からくる人口の自然減に加えて、雇用・就業機会が乏しいために社会減が進行してしまうという懸念がある。人口推計によれば、これからの20年の間に自然減だけで人口は現在の8割に減ってしまう、ということなのである。「縮小地域」を直視して、これからの地域のあり方を考える必要があるということである。いいかえればこのような現実をふまえた産業・地域振興が急務であるといえよう。

そのとき、石見地域を念頭におけば、問題はこのような困難が存在しているということについても（「危機感をもつ」）情報を共有し、系統的かつ長期的視点でそれに粘り強く取り組むべきだという共通認識をより早く確立すべきだということである。中央依存あるいは県依存の志向を脱却して、自立して地域を再形成してゆくという思考が大切である。西部にある島根県の諸機構（西部県民センター、農林振興センター、水産事務所、市町村の行政機構、商工会議所・商工会、農業技術センター、水産技術センター、産業技術センターや高等技術校、農業大学校と市町村レベルの各機構がより密接に連携してゆくことがまず望まれる。民間の企業・事業所は自前の力を高めるべくそれらの機関を活用し、協働して、地域課題に系統的かつ長期的に取り組む必要がある。官と民の間で、そして行政領域の各機関は個々別々に活動するのではなく、地域活性化のために相乗効果をいかにして発揮できるのか、という問題意識を共有することが望まれる。

産業振興という視点からみれば、この地域の事業所や自営業を含む産品は、市場から求められる定量規模・定時の供給というニーズからみれば個別には小規模で不規則の供給という不利さがある。これに対して、基礎自治体の枠を越えて、まずは業者相互・地域相互の産業情報を共有し、それを踏まえた広域連携・協力が有効な対策となりうる。まずは情報を蓄積し共有すること、そしてその産業活動・社会活動を担いうる産業人材を長期的視点にたって育ててゆくという忍耐強い産業振興策がもとめられている。

大学と地域政策支援の役割—新たな地域公共空間の創出への貢献

島根県西部の浜田キャンパス(文系大学・総合政策学部)に焦点をあて、以上のような現状認識をふまえると、以下のような大学としての役割、島根地域政策支援のあり方が求められているといえよう。

まず第一は、このような各分野にわたる地域情報を集積し、総合して議論を行う「場」として大学の役割があるのではないかという点である(地域の到達点・課題の客観的観察視点の提供と可能性への支援)。地域のあり方を、本研究会でおこなわれたように自由な立場から、公と民の区別、工業と農業、社会活動と経済活動、文化活動と教育活動という通常の区分をこえて、「地域の活性化」を軸に知恵をあつめ、新たな人的交流のネットワークを形成してゆくということがある。これは、あるいは本来的には行政機構の役割ともいえるであろうが、そうした機運が高まるまでは、大学はその支援・応援舞台としての役割をはたしうるかもしれない。その前提となるのは、大学が地域に対して「開かれ」ているということである(大学として「開く」そして「繋ぐ」役割その1、「協働する」)。

第二には、現代社会での「産・公・学」を新たにむすびつける「触媒剤(CATALYZER)」の役割がある。現代の21世紀の産業活動・社会活動は、知識基盤型社会とか知価社会ともいわれることが背景となって、「産・公・学」の連携に以前にはない意義をもつ局面が増しているとされる。そのなかで、大学はその「触媒剤(CATALYZER)」としての役割(溝口知事、経済同友会・産官学連携フォーラムでの発言)をつとめうる可能性があるということである。すなわち、近年、産業振興のために行政機構が「場」を提供し、異業種の事業所を集めた「インキュベーション・ルーム」をおくことで成果をもたらすという手法をとっているが、それにつながる意味があると考えられる(「創造する機能」、「協働する」役割)。

第三に、このことはいわみ地域のように、民間企業間においても地域内の連携・協力が円滑でなく、交流に加速度がついてこなかった各地域産業をむすびつけ、新たな地域的まとまりをつくる、産業人・行政マンのコンタクト・ポイント(出会いの「場」)を構築する。そうした新たな地域形成・統合に有益な役割をはたすということもできる(「繋ぐ」役割 その2)。

第四にこのことは、行政機構についてなお求められていることであるが、県と市町村、そして各行政機構のなかでの分野間の連携をすすめ、地域力を発揮する際に、頼りにもなりまた行政区域を越える社会や市場の要請からみれば「壁」ともなっていた、基礎自治体の力を連結して「つないでゆく」ことを促進する。つまり地域間協力を促進し、その意味で「新たな地域共同空間」をつくりだしてゆくことを支援する機能もあるということである(「繋ぐ」そして「創造する」機能)。

第五に、これを大学の機能のあり方と関連させると、「教育の場」としての大学の

機能については、地域において学生が問題発見し問題解決にアプローチすることを学び考えること、これを初年次から卒業研究まで一貫して学んでゆく。体験学習を含めて地域という立体的で動いている舞台を素材にして社会科学・人文科学を駆使した総合政策学部にあふさわしい「学びの場」とする。

「研究の場」としての大学の機能については、同様に社会科学・人文科学のみならず環境科学を含めた総合的・学際的・先端的研究の場として地域研究の諸課題に取り組むことができる。

この二つをむすびつけ、地域産業人材育成・地域人材育成などの「社会人学び直し」、「高度職業人教育」を大学院レベルにおいても進めよう。

またさらにこれを大学の地域連携活動に関連させていえば、地域連携活動と地域政策研究活動は一体の不可分の関係にあるということである。

以上を簡略にまとめれば、本学は、21世紀の知識基盤型社会の要請、社会変動・技術変化に対応して、能動的に現代的な地域課題に向き合い、解決にむけて挑戦するための「知」の拠点、「場」となりうる。「触媒剤(CATALYZER)」としての役割を果たすことが可能であり、またそのことが地域社会からも求められているのではなかろうか。「地域に開かれ」、「地域と協働する」ことで、島根地域の活性化をめざし「新たな公共空間」を構築することに貢献しうる。そのような意味において、島根地域政策への大学としての支援の可能性・役割がある、ということである。

それは島根地域の「新たな地域公共空間」を創出すること(そのための知的公共財としての役割)に貢献してゆくことにほかならない。

公立大学法人島根県立大学と浜田市との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、公立大学法人島根県立大学と浜田市とが包括的な連携のもと、人材育成、共同研究、知識基盤社会の形成などの諸分野において相互の協力関係を一層深化させ、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 両者は、次の事項について協力する。

- (1) まちづくりのための連携
- (2) 国際交流推進のための連携
- (3) 人材育成のための連携
- (4) 産業振興のための連携
- (5) 保健・医療・福祉の向上のための連携
- (6) 教育・文化の振興のための連携
- (7) 学術研究のための連携
- (8) その他両者が協議して必要と認める連携

(協議)

第3条 この協定書の実施に関し、連携協力の細目等の具体的な事項については、両者が協議して別に定めるものとする。又、この協定に定めのない事項については、両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに、両者いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成19年5月18日

公立大学法人島根県立大学
理事長

宇野重昭



浜田市
浜田市長

宇津徹男



松江市と公立大学法人島根県立大学との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、松江市と公立大学法人島根県立大学とが包括的な連携のもと、人材育成、共同研究、知識基盤社会の形成などの分野において相互の協力関係を一層深化させ、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 両者は、次の事項について協力する。

- (1) まちづくりのための連携
- (2) 国際交流推進のための連携
- (3) 人材育成のための連携
- (4) 産業振興のための連携
- (5) 保健・医療・福祉の向上のための連携
- (6) 教育・文化の振興のための連携
- (7) 学術研究のための連携
- (8) その他両者が協議して必要と認める連携

(協議)

第3条 この協定書の実施に関し、連携協力の細目等の具体的な事項については、両者が協議して定めるものとする。また、この協定に定めのない事項については、両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、両者いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の証として本書2通を作成し、各自1通保有する。

平成19年10月30日

松江市

松江市長

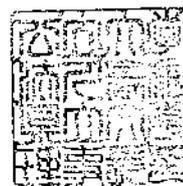
松浦正敬



公立大学法人島根県立大学

理事長

宇野重昭



出雲市と公立大学法人島根県立大学との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、出雲市と公立大学法人島根県立大学とが包括的な連携のもと、人材育成、共同研究、知識基盤社会の形成などの諸分野において相互の協力関係を一層深化させ、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 両者は、次の事項について協力する

- (1) まちづくりのための連携
- (2) 国際交流推進のための連携
- (3) 人材育成のための連携
- (4) 産業振興のための連携
- (5) 保健・医療・福祉の向上のための連携
- (6) 教育・文化の振興のための連携
- (7) 学術研究のための連携
- (8) その他両者が協議して必要と認める連携

(協議)

第3条 この協定書の実施に関し、連携協力の細目等の具体的な事項については、両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、両者いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の証として本書2通を作成し、各自1通保有する。

平成21年10月8日

出雲市

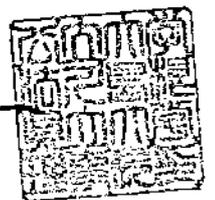
公立大学法人島根県立大学

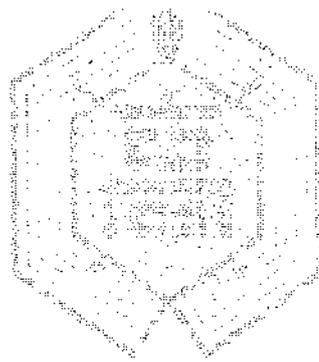
出雲市長

長岡秀人

理事長

本田 雄





島根県立大学と島根県立浜田高等学校との高大連携に関する協定

島根県立大学と島根県立浜田高等学校とは、次のとおり合意する。

- 1 島根県立大学と島根県立浜田高等学校とは、相互の教員・職員・学生・生徒が連携して「魅力ある大学・高等学校づくり」を推進することを目的とする高大連携事業を実施する。
- 2 この協定に基づく具体的な連携事業は、島根県立大学と島根県立浜田高等学校の協議を経て決定する。
- 3 本協定は、島根県立大学学長及び島根県立浜田高等学校校長による調印の後その効力を生じ、3年間の有効期間を持つものとする。本協定は、有効期間が終了する6ヶ月前までに、島根県立大学、島根県立浜田高等学校のいずれか一方が、相手方に終了または改正を希望する旨を書面により意思表示しない限り、更に3年間有効期間が更新されるものとする。

平成16年11月18日

島根県立大学

学 長

宇野重昭

宇 野 重 昭

島根県立浜田高等学校

校 長

三浦正樹

三 浦 正 樹

島根県立大学と島根県立江津高等学校との高大連携に関する協定

島根県立大学と島根県立江津高等学校とは、次のとおり合意する。

- 1 島根県立大学と島根県立江津高等学校とは、相互教員・職員・学生・生徒が連携して「魅力ある大学・高等学校づくり」を推進することを目的とする高大連携事業を実施する。
- 2 この協定に基づく具体的な連携事業は、島根県立大学と島根県立江津高等学校の協議を経て決定する。
- 3 本協定は、島根県立大学学長及び島根県立江津高等学校校長による調印の後その効力を生じ、3年間の有効期限を持つものとする。本協定は有効期間が終了する6ヶ月前までに、島根県立大学、島根県立江津高等学校のいずれか一方が、相手方に終了または改正を希望する旨を書面により意思表示しない限り、更に3年間有効期間が更新されるものとする。

平成19年6月1日

島根県立大学

学長 宇野重昭



島根県立江津高等学校

校長 尾村幸行



島根女子短期大学・松江商業高等学校・湖南中学校の 三者連携に関する協定書

島根県立島根女子短期大学、島根県立松江商業高等学校及び松江市立湖南中学校の三者は、次のとおり合意する。

第1 島根県立島根女子短期大学、島根県立松江商業高等学校及び松江市立湖南中学校は、相互の教員・職員・学生・生徒が連携し、「より魅力あるキャンパスづくり」を推進することを目的とする三者連携事業を実施する。

第2 この協定に基づく具体的な連携事業は、三者で協議して決定する。

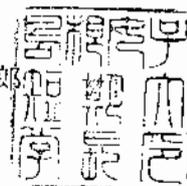
第3 この協定は、島根県立島根女子短期大学長、島根県立松江商業高等学校長及び松江市立湖南中学校長の調印の後その効力を生じ、その有効期間は3年間とする。

2 この協定は、有効期間が満了する日の6か月前までに、三者のいずれもが更新しない旨を他の二者に書面により通知しない場合は、さらに3年間有効期間が更新されるものとし、以後も同様とする。

平成18年11月 1日

島根県立島根女子短期大学

学 長 有 馬 毅 一 郎



島根県立松江商業高等学校

校 長 月 森 泰



松江市立湖南中学校

校 長 曾 田 秀 雄



島根女子短期大学・乃木小学校・幼保園のぎの 三者連携に関する協定書

島根県立島根女子短期大学、松江市立乃木小学校及び松江市立幼保園のぎの三者は、次のとおり合意する。

第1 島根県立島根女子短期大学、松江市立乃木小学校及び松江市立幼保園のぎは、相互の教員・職員・学生・児童・園児が連携し、地域の教育力を高め、より良い教育環境づくりを推進することを目的として、三者連携事業を実施する。

第2 この協定に基づく具体的な連携事業は、三者で協議して決定する。

第3 この協定は、島根県立島根女子短期大学長、松江市立乃木小学校長及び松江市立幼保園のぎ園長の調印の後その効力を生じ、その有効期間は3年間とする。

2 この協定は、有効期間が満了する日の6か月前までに、三者のいずれもが更新しない旨を他の二者に書面により通知しない場合は、さらに3年間有効期間が更新されるものとし、以後も同様とする。

平成19年 3月 7日

島根県立島根女子短期大学

学 長 有 馬 毅 一 郎



松江市立乃木小学校

校 長 山 崎



松江市立幼保園のぎ

園 長 狩 野 由 美 子



島根県立大学短期大学部（出雲キャンパス）出前講座の

収録・放送に関する覚書

公立大学法人島根県立大学（以下「甲」という。）と石見銀山テレビ放送株式会社（以下「乙」という。）とは、乙が島根県立大学短期大学部（出雲キャンパス）の出前講座の収録、放送を実施するにあたり、次のとおり覚書を締結するものとする。

（事業内容の分担）

第1条 事業内容の分担は以下のとおりとする。

- （1）甲に所属する職員は、出前講座の台本及び資料を作成する。
- （2）乙は甲に所属する職員が作成した台本をもとに番組を収録し放送する。
- （3）乙は番組収録に係る著作権使用許可等の必要な諸手続をすべて行う。
- （4）乙は作成した番組をDVDに出力し、甲へ受け渡す。

（本覚書における出前講座の定義）

第2条 本覚書における出前講座とは、甲乙協議の上で定めた主題について、甲に所属する職員が企画構成する講座とする。

（事業に関する経費）

第3条 事業に関する経費については以下のとおりとする。

- （1）出前講座経費 出前講座に関する経費はすべて甲が負担する。
- （2）収録放送経費 収録・放送に関する経費はすべて乙が負担する。

（著作権の取扱い）

第4条 作成した番組に関する著作権は甲乙が共有する。

- 2 作成した番組を甲乙が非営利目的で使用する場合は相互の許可は不要とする。

（協議）

第5条 この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上これを定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この覚書の有効期間満了の日の1月前までに、両者いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この覚書の締結を証するため、本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成22年2月4日

甲 島根県浜田市野原町2433番地2
公立大学法人島根県立大学

理 事 長

本田 雄



乙 島根県大田市大田町大田口 1089-4
石見銀山テレビ放送株式会社

代表取締役

杉谷 雅祥



大学の地域連携

島根県立大学憲章(抜粋)

島根県立大学は、地域に開かれた大学として、その保有する豊かな知的資源を活かし、個性的で実践的な地域研究を市民や学生と連携しながら推進し、また、地域活動に積極的に参加することによって、地域に貢献する大学となることをめざす。

地域連携推進センターの役割

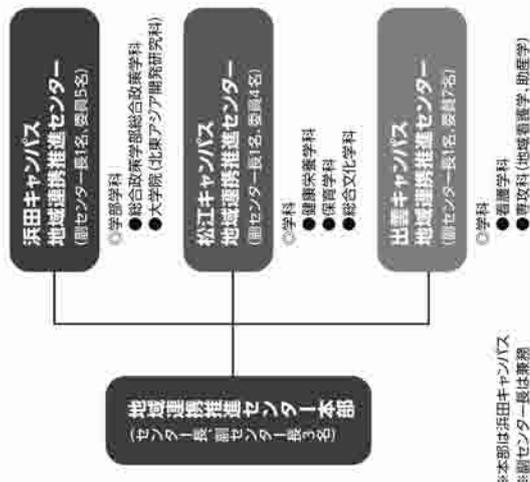
大学が地域社会との連携を深め、地域活性化に貢献していくために設けられた、地域と大学をつなぐ総合窓口です。

[主な業務]

- ① 地域からの要望・相談対応窓口
- ② 公開講座などの生涯学習の企画
- ③ 受託研究など産学連携の調整

地域連携推進センターの組織図

(H22.3.1現在)



お問い合わせ先



浜田キャンパス地域連携推進センター

〒697-0016 島根県浜田市野原町2433-2
TEL:0855-24-2201
FAX:0855-24-2208
E-mail:tkiki@admin.u-shimane.ac.jp



松江キャンパス地域連携推進センター

〒690-0044 島根県松江市長尾乃木7-24-2
TEL:0852-26-5525
FAX:0852-21-8150
E-mail:hiru@u-shimane.ac.jp



出雲キャンパス地域連携推進センター

〒693-8550 島根県出雲市西林木町1151
TEL:0853-20-0200
FAX:0853-20-0201
E-mail:www@izm.u-shimane.ac.jp

ホームページアドレス

<http://www.u-shimane.ac.jp>

※ホームページの「地域連携推進センター」タブをクリック!

公立大学法人 島根県立大学

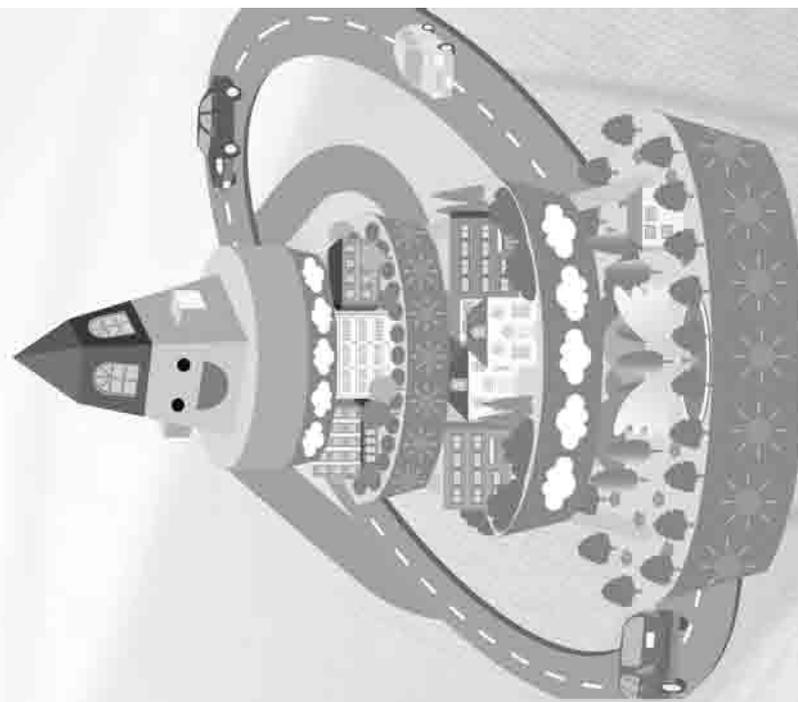
地域連携 推進センター

県立大学と一緒に(協働して)取り組んで

みたいことはありませんか?

まずはお気軽にご相談ください。

※お問い合わせ先:裏面参照



地域と共に あなたのそばに...

THE UNIVERSITY OF SHIMANE
公立大学法人 島根県立大学

浜田キャンパスの地域連携

生涯学習活動への取り組み

- ①公開講座、出張講座の実施
- ②北東アジア地域研究しまね県民大学院 (NEARカレッジ) の開催
- ③現代しまね学・入門(公開授業)の開催

教育研究活動への取り組み

- ①各地域での実践活動
※棚田の活用、銀山街道の調査、石見の産業振興等
- ②自治体等からの受託研究、共同研究
- ③NEARセンターの市民研究員制度
- ④地域貢献プロジェクトの実施
※西周研究、石見地域文化研究等

その他の取り組み

- ①各種ボランティア活動への参加
※個人、団体、サークル単位で実施
- ②留学生の各種国際交流イベントへの参加
- ③学生による中学校での学習支援
- ④教員による公的機関の委員等への就任



中山間地域での実践活動の様子



中学校での学習支援の様子

出雲キャンパスの地域連携

生涯学習活動への取り組み

- ①公開講座、リカレント講座の企画・実施
- ②社会教育・生涯学習を目的とした各種セミナー等の企画・運営

教育研究活動への取り組み

- ①受託/共同研究等の受入れ
出雲市との介護予防教室事業等
- ②学生の地域貢献活動支援
- ③施設見学、福祉体験学習等の受入れ

地域連携コーディネーター

出雲キャンパスでは地域の皆さんからの相談窓口として6つのコーディネーターを設置しています。

- ①地域文化貢献活動に関すること
- ②リカレント講座に関すること
- ③受託/共同研究に関すること
- ④地域振興・地域交流に関すること
- ⑤学生による地域貢献活動に関すること
- ⑥大学の設備・施設の活用、視察、見学等に関すること



出雲の自主グループの福祉体験学習の様子



学生が中心とした自主活動によるボランティアの様子

松江キャンパスの地域連携

生涯学習活動への取り組み

- ①公開講座「権の道アカデミー」の開催
※本学教員によるシリーズ公開講座
※他の公的機関との連携企画講座
- ②リカレント講座の開催
※専門職(栄養士・保育士・幼稚園教諭等)向け

教育研究活動への取り組み

- ①各地域への活性化支援
※大学教育改革事業における地域との連携
- ②自治体等からの受託研究、共同研究
※健康栄養学科における食品関係受託研究等
- ③教育機関との連携事業
※幼保園のぞの乃木小学校・湖南中学校・松江商業高校との協力協定に基づく事業
※県内高校の見学受け入れと交流

その他の取り組み

- ①学生による各種ボランティア活動への参加
※個人、団体、サークル単位で実施
※放課後子どもプランの協力ボランティア
※島根県学生支援員事業の協力ボランティア等
- ②教員による公的機関の委員等への就任



公開講座「瀬戸物入門」の様子



島根県立美術館での「読み聞かせ」ボランティア

お問い合わせ先

浜田キャンパス

〒697-0016 島根県浜田市野原町2433-2
TEL : 0855-24-2396 FAX : 0855-24-2208
E-mail : tiiki@admin.u-shimane.ac.jp

松江キャンパス

〒690-0044 島根県松江市浜乃木7-24-2
TEL : 0852-26-5525 FAX : 0852-21-8150
E-mail : tiiki@matsue.u-shimane.ac.jp

出雲キャンパス

〒693-8550 島根県出雲市西林木町151
TEL : 0853-20-0200 FAX : 0853-20-0201
E-mail : www@izm.u-shimane.ac.jp

公立大学法人島根県立大学
地域連携活動報告書

平成21年度 年報 第2号

編集・発行

島根県立大学地域連携推進センター
〒697-0016 島根県浜田市野原町2433-2
TEL : 0855-24-2396 FAX : 0855-24-2208
E-mail : tiiki@admin.u-shimane.ac.jp



THE UNIVERSITY OF SHIMANE
公立大学法人 島根県立大学